

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都豊島区南池袋三丁目14番11号
中町ビル

氏 名 太誠産業株式会社

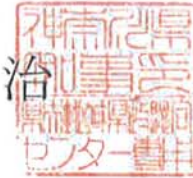
〔法人にあつては
名称及び代表者
の氏名〕 代表取締役 瀬戸 康肇

コピー不可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒 岩 祐 治



許可の年月日 平成 27年 12月 8日
(初回許可年月日 昭和 60年 9月 19日)
許可の有効年月日 平成 32年 9月 28日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 収集運搬（積替・保管を除く。）

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、
繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器く
ず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

イ 収集運搬（積替・保管を含む。）

廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）

※ 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

※ 「石綿含有産業廃棄物を含む。」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬
できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は 保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

設置場所 神奈川県愛甲郡愛川町中津字大塚下6798番1 外2筆

面積 2,876.53㎡

・廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） コンテナ 1個 保管面積 6.0㎡ 最大保管量 3.6㎡

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

平成27年12月 8日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載。

コピー不可

許可指令書

神奈川県指令 央セ第1531030106号
東京都豊島区南池袋三丁目14番11号
中町ビル

太誠産業株式会社
代表取締役 瀬戸 康肇

平成27年9月25日付けで申請があった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定に基づき、平成22年10月26日付け神奈川県指令央セ第1031030262号による許可を、別添の産業廃棄物収集運搬業許可証に記載のとおり更新して許可します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に環境大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成27年12月8日

神奈川県知事 黒岩祐治

